

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第2章 イギリス

(注1) 本章で取り上げる給付をこの分類に当てはめると以下のとおりとなる（社会基金の緊急貸付金及び生活費貸付金については、返済を行わなければならないため厳密には給付ではない）。

? 拋出制給付

- ・ 拋出制求職者給付

? 非拋出制給付

- ・ 緊急貸付金（社会基金）
- ・ 冬季燃料費給付金（社会基金）

? 所得関連給付

- ・ 所得補助
- ・ 所得調査制求職者給付
- ・ コミュニティケア給付金（社会基金）
- ・ 生活費貸付金（社会基金）
- ・ 出産給付金（社会基金）
- ・ 葬祭給付金（社会基金）
- ・ 寒冷気候給付金（社会基金）
- ・ 住宅給付
- ・ 地方税給付
- ・ 就労税額控除
- ・ 児童税額控除

(注2) ジョブセンター・プラスでは、従来の公共職業紹介機関であるジョブセンターが担当してきた求職サービスに加え、就労年齢にある者に対する所得補助等の各種給付サービスも提供している（2001～2002年海外情勢報告23頁参照）。ジョブセンターからジョブセンター・プラスへの移行は2006年までに全国で完了する予定であり、移行が実施されていない地域においては、求職者給付についてはジョブセンター、所得補助については社会保障事務所（social security office）が引き続き給付サービスを提供する。

(注3) パーソナル・アドバイザーは、求職者に対する各種の支援を担当するジョブセンター・プラスの職員（個別相談員）である（427頁の囲み参照）。

(注4) 60歳以上の者を対象とする所得補助は、最低所得保障（Minimum Income Guarantee）として別立ての制度となっているが（雇用年金省の年金サービス庁（The Pension Service）が所管）、給付内容等は基本的には60歳未満の者を対象とする所得補助と共通である。

(注5) 扶養義務が存在するのは、カップルはお互いに対して（婚姻の有無を問わない）、また、親は子供に対してのみである。

(注6) これらの税額控除制度は、アメリカの勤労所得税額控除を参考にした制度である。なお、従前の家族クレジット及び障害者就労給付は、所得補助等と同様に、社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法に基づく給付制度であった。

参考文献

武川正吾・塩野谷祐一編「先進諸国の社会保障?イギリス」（東京大学出版会）

日本社会事業大学「英国所得保障政策の成立と展開」

樫原朗「イギリスにおける就労促進政策と社会保障」『海外社会保障研究No.125』（国立社会保障・人口問題研究所）

樫原朗「イギリス社会保障の動向と現在」『大原社会問題研究所雑誌No.517』（法政大学大原社会問題研究所）

日本労働研究機構ホームページ

イギリス雇用年金省ホームページ

イギリス内国歳入庁ホームページ

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第2章 イギリス

1 概要

労働者互助組織である友愛組合の伝統のもと、1911年の国民保険法により社会保険制度が創設され、第2次大戦中に出された「ベバリッジ報告」で示された社会保障制度の青写真に基づき、その体系が整備されていった。

「ゆりかごから墓場まで」といわれた社会保障制度が整備される中、一方で、1970年代以降の経済停滞により失業が増大し、その後はサッチャー政権による市場原理優先の政策もあって失業率は増加傾向を続けた。サッチャー政権の福祉に対する厳しい姿勢にもかかわらず、失業給付や公的扶助で生活する者も増加したが、1997年に労働党のブレア党首が首相となってからは、「福祉から就労へ (Welfare to Work)」を目標に、ニューディールと呼ばれる種々の就労促進政策が進められている。

社会保障給付に関しては、

?全ての国民を対象とする保険料を財源とする拠出制給付（年金保険、失業保険（拠出制求職者給付）、労災保険等社会保険全般を包括する国民保険（National Insurance）による給付）、

?租税を財源とし、所得に関わりなく支給される非拠出制給付、

?租税を財源とし、低所得者を対象とした所得関連給付

に大別され、このうち所得関連給付が英国の公的扶助制度の中心的な位置を占めている（注1）。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第2章 イギリス

2 失業保険、公的扶助制度等の概要

(1) 失業保険（拠出制求職者給付）

a 制度の概要

失業保険給付は、拠出制求職者給付（Contribution-based Jobseeker's Allowance；JSA）と称される。求職者給付には、この他に所得調査制求職者給付（Income-based JSA）があり、これは国民保険による給付ではなく、所得調査を伴う非拠出制の給付（1の?の所得関連給付）である。ここでは失業保険として拠出制求職者給付について説明する。

b 根拠法令

求職者給付法（Jobseeker's Allowance Act 1996）である。

c 管理運営主体

雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける（注2）。

d 財源

労使の負担する保険料及び国庫負担が財源である。被用者は、週当たり89.00ポンドを超え595.00ポンドまでの所得がある場合には、89.00ポンドを超える部分につき11%の保険料を支払い、595.00ポンドを超える場合には、超える部分につき1%の保険料を更に支払う。使用者は、被用者の週当たり所得の89.00ポンドを超える部分につき12.8%の保険料を支払う。政府は、給付財源が不足する場合に、給付に要する費用の17%までの国庫補助を行う。

e 制度の対象者

対象者は、原則として18歳以上年金受給年齢（男性は65歳、女性は60歳）未満の失業者であって、イギリスに居住している者である（ただし、16歳及び17歳の者については例外がある）。

f 受給要件

受給要件は次のとおりである。

?職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと

?常時週40時間以上の就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること

?パーソナル・アドバイザー（注3）との間で求職者協定を締結し、2週間に1度ジョブセンター・プラスに来所すること

?現在フルタイムの教育を受けていないこと

?過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること

g 給付内容

給付額は、受給者の受給開始時の年齢により、?18歳未満の者は週32.90ポンド、?18~24歳の者は週43.25ポンド、?25歳以上の者は週54.65ポンドと定められている（2003年4月現在）。

なお給付期間は、最大182日（26週）である。

h 給付実績等

2002年11月時点で、拋出制求職者給付のみの受給者は約15万6,000人、所得調査制求職者給付のみの受給者は約61万3,000人、両方を併給している者は約1万8,000人である。求職者給付受給者の総数は約78万6,000人である。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第2章 イギリス

2 失業保険、公的扶助制度等の概要

(2) 補足的な失業者扶助制度（所得調査制求職者給付）

a 制度の概要

求職者給付のうち、所得調査制求職者給付は、失業保険と公的扶助との中間的な性格を有する。元々は所得補助制度の一部であり（制度改正の概要については後述）、給付内容等は現在でも共通である。制度の対象となる者もほぼ共通しているが、両者の違いは、受給者が就労可能であるか否かである。就労が可能でない者（

?60歳以上の者、

?16歳以下の子供と同居している一人親、

?障害者、

?介護者、

等）は所得補助の対象となるが、そうでない者は所得補助を受給することができず、求職者要件を満たした場合に所得調査制求職者給付を受給することとなる。

b 根拠法令

求職者給付法である。

c 管理運営主体

雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。

d 財源

政府の一般財源である。

e 制度の対象者及び受給要件

対象者は、原則として18歳以上年金受給年齢未満の失業者であって、イギリスに居住している者である（ただし、16歳及び17歳の者については例外がある）。

受給要件は次のとおりである。

?職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと

?常時週40時間以上の就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること

?パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に1度ジョブセンター・プラスに来所すること

?現在フルタイムの教育を受けていないこと

?拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること

?資産が8,000ポンド以下であること

?収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと

f 給付内容

給付額は、所得補助（(3)のf参照）と同額である。

なお受給期間については、資力調査により低所得であることが確認されるとともに、求職者要件（eの?及び?）を満たしていれば無制限である。

g 給付実績等

拠出制求職者給付の項を参照。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第2章 イギリス

2 失業保険、公的扶助制度等の概要

(3) 公的扶助

●所得補助

a 制度の概要

所得補助 (Income Support ; IS) は、受給者の所得が一定水準に達するように補足する給付であり、低所得者に対する公的扶助制度の中心として重要な役割を果たしている。

b 根拠法令

社会保障に関する拠出及び給付法 (Social Security Contributions and Benefits Act 1992) 並びに社会保障管理法 (Social Security Administration Act 1992) である。

c 管理運営主体

雇用年金省が管理運営し、実際の給付はジョブセンター・プラスで受ける。

d 財源

政府の一般財源である。

e 制度の対象者及び受給要件

所得補助は、イギリスに通常居住している16歳以上の者を対象とする(注4)。ただし、求職者給付を申請することが可能であり、かつ意欲的に求職活動を行っている失業者に対しては原則として支給されない。また、他の給付を申請することが可能なフルタイム就労者にも支給されない。

受給の要件は次のとおりである。

?資産が8,000ポンド以下であること

?収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと

?収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと

?現在フルタイムの教育を受けていないこと

?就労可能でないこと

?本人が求職者給付を受給しておらず、配偶者も所得調査制求職者給付の受給資格がないこと

f 給付内容

給付額の算定には、世帯の週当たりの必要額を標準化した適用額（applicable amount）を用いる。適用額は、表2-3のとおり個人手当と加算金からなる。受給者に収入が全くない場合には適用額がそのまま給付額となり、収入がある場合には、適用額から受給者の週当たりの収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が3,000ポンドを超える場合、3,000ポンドを超える250ポンドごとに、収入額に1ポンドを加えて給付額を計算する（資産が3,000.01～3,250.00ポンドの場合は1ポンド、3,250.01～3,500.00ポンドの場合は2ポンド加算等）。

(a) 個人手当（Personal Allowance）

個人手当は、基本的な生活支出をカバーすることを目的とした給付額である。申請者の年齢、単身であるかどうか、一人親であるかどうかなどの状況に応じて、異なった額が用いられる。また、申請者が19歳未満の児童・若年者を扶養している場合、各被扶養者に関する支給額を受給できる。

(b) 加算金（Premium）

世帯員又は申請者が、障害児、介護者、障害者、重度障害者、年金受給者、高齢者であること等の事情を要件として、上記の個人手当に加算が行われる。2つ以上の加算の要件に該当する場合は、最も高額な加算のみの受給資格を得ることになるのが通例である。

表2-3 所得補助の適用額（2003年4月現在）

個人手当		
単身者	18歳未満	32.90
	18歳未満（特別な場合）	43.25
	18～24歳	43.25
	25歳以上	54.65
一人親	18歳未満	32.90
	18歳未満（特別な場合）	43.25
	18歳以上	54.65
カップル	両者とも18歳未満	32.90
	両者とも18歳未満、一人が障害者	43.25
	両者とも18歳未満、子供が一人	65.30
	一人が18歳未満、一人が18～24歳	43.25
	一人が18歳未満、一人が25歳以上	54.65
	両者とも18歳以上	85.75
被扶養児童・若年者		38.50
加算金		
家族加算金		15.75
寡婦加算金		22.80
障害児童加算金		41.30
介護者加算金		25.10
障害者加算金	単身者	23.30
	カップル	33.25
重度障害者加算金		42.95
重度障害者追加加算金	単身者	11.40
	カップル	16.45
年金受給者加算金	単身者	47.45
	カップル	70.05
年金受給者高額加算金	単身者	47.45
	カップル	70.05
高齢者追加年金受給者加算金	単身者	47.45
	カップル	70.05

資料出所 イギリス雇用年金省資料

適用額の算出例

例1：両者とも18歳以上のカップルで被扶養児童が2人いる場合

「両者とも18歳以上のカップル」の個人手当（85.75）

+被扶養児童の個人手当×2（38.50×2=77.00）

+家族加算金（15.75）

=178.50ポンド

例2：25歳以上で単身の障害者の場合

「25歳以上の単身者」の個人手当（54.65）

+単身者の障害者加算金（23.30）

=77.95ポンド

申請者又は世帯員が、住宅ローンの利子等の住宅費用支払責任を有する場合には、給付額に加えてこれらの住宅費用に係る給付を受けることができる。ただし、家賃等の住宅費用については住宅給付（後述）の支給を受けることができる。

なお、扶養する義務のない家族（注5）と同居している場合、その家族の収入に応じて、住宅費用に係る給付額が減額される。減額される額は表2-4のとおりである。

表2-4 同居家族の収入に応じた給付額の減額内容

表 2 - 4 同居家族の収入に応じた給付額の減額内容

(ポンド)

18歳以上で就業していない家族		7.40
25歳以上で、所得補助又は所得調査制求職者給付を受給している家族		7.40
18歳以上で就業している家族	週当たりの収入が88.00ポンド未満	7.40
	週当たりの収入が88.00ポンド～130.99ポンド	17.00
	週当たりの収入が131.00ポンド～169.99ポンド	23.35
	週当たりの収入が170.00ポンド～224.99ポンド	38.20
	週当たりの収入が225.00ポンド～280.99ポンド	43.50
	週当たりの収入が281.00ポンド以上	47.75

資料出所 表2-3に同じ。

g 給付実績等

2002年11月時点で、受給者の総数は約396万人である（うち60歳以上の者は約177万人）。平均受給額は週70.84ポンドである。

●社会基金（Social Fund）

a 制度の概要

社会基金は、所得補助によっては対応することが不可能な、突発的な必要又は非日常的な必要を給付金又は貸付金の形態で保障するための制度である。

国民保険料を支払っていない場合でも受給することができることは所得補助と同様である。

本制度の下、コミュニティケア給付金（Community Care Grants）、緊急貸付金（Crisis Loans）、生活費貸付金（Budgeting Loans）、出産給付金（Sure Start Maternity Grants）、葬祭給付金（Funeral Payments）、寒冷気候給付金（Cold Weather Payments）及び冬季燃料費給付金（Winter Fuel Payments）の7種類の給付・貸付が行われている。

b 根拠法令

社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法である。

c 管理運営主体

雇用年金省が管理運営し、実際の給付はジョブセンター・プラスで受ける。

d 財源

政府の一般財源である。

e 制度の対象者及び受給要件

他の特定の給付の受給が要件となっているものが多い。各給付及び貸付とその受給要件となる給付の関係は表2-5のとおりである。

f 給付内容

表2-6のとおりである。

g 給付実績等

2001年度（2001年4月から2002年3月）の給付実績は、

?コミュニティケア給付金は支給件数約29万2,000件、平均支給額909ポンド、

?緊急貸付金は貸付件数約99万2,000件、平均貸付額76ポンド、

?生活費貸付金は貸付件数約125万1,000件、平均貸付額375ポンド、

?出産給付金は支給件数約20万1,000件、

?葬祭給付金は支給件数約4万2,000件、平均支給額909ポンド、

?寒冷気候給付金は支給件数約180万4,000件、

?冬季燃料費給付金は支給件数約1,120万件

であった。

表2-5 社会基金の受給要件となる給付一覧

表 2 - 5 社会基金の受給要件となる給付一覧

給付・貸付名	受給要件となる給付
コミュニティアケア給付金	所得補助又は所得調査制求職者給付
緊急貸付金	他の給付の受給は不要
生活費貸付金	所得補助又は所得調査制求職者給付
出産給付金	所得補助、所得調査制求職者給付、就労税額控除又は児童税額控除
葬祭給付金	所得補助、所得調査制求職者給付、住宅給付、地方税給付、就労税額控除又は児童税額控除
寒冷気候給付金	所得補助又は所得調査制求職者給付（年金受給者加算金又は障害者加算金を受給しているか、世帯員に5歳未満の子供を含んでいなければならない。）
冬季燃料費給付金	他の給付の受給は不要（60歳以上でイギリスに居住していることが要件）。

資料出所 表 2 - 3 に同じ。

表2-6 社会基金の給付内容

表 2 - 6 社会基金の給付内容

給付・貸付名	内 容
コミュニティアケア給付金	病院・介護施設等を退所した人々が自立して生活することを支援するもの。一定の基準で支給額が決定され、一律に定められてはいない。
緊急貸付金	生活費等の出費を賄うことができず、それが健康・安全を脅かす深刻な危険がある場合等に、短期の出費を援助するために貸付を行うもの。一定の基準で貸付額が決定され、一律に定められてはいない。
生活費貸付金	家具や衣料品の購入等、特定の出費を補助するもの。一定の基準で貸付額が決定され、一律に定められてはいない。
出産給付金	出産の際の一時金として 500 ポンドを支給する。
葬祭給付金	埋葬・火葬のための妥当とされる額及び 600 ポンドを上限として葬祭費用を支給する。
寒冷気候給付金	平均気温（あるいは予想平均気温）が 7 日間連続で摂氏 0 度以下である場合に、暖房費の補助として 8.50 ポンドを支給する。
冬季燃料費給付金	高齢者を対象に、冬季の暖房費用の補助として 200 ポンドを支給する（年 1 回）。

資料出所 表 2 - 3 に同じ。

●住宅給付（Housing Benefit）

a 制度の概要

賃貸住宅に居住する低所得者に対して賃料の補助を行う制度である。

b 根拠法令

社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法である。

c 管理運営主体

各地方自治体が管理運営する。

d 財源

地方自治体の一般財源及び国から地方自治体に対して交付される補助金である。

e 制度の対象者及び受給要件

対象者は、賃貸住宅に居住し、賃料を支払っている16歳以上のイギリスに居住している者である。

受給要件は、資産が1万6,000ポンド未満であることである。

f 給付内容

給付額は、所得補助の項で述べた適用額を基準に判断される。受給者の週当たりの収入が適用額より低い場合には、賃料の全額分（ただし、光熱費・水道料金等を除く）が支給され、収入が適用額を1ポンド上回るごとに、給付額は65ペンスずつ減額される。すなわち、 $(収入 - 適用額) \times 0.65$ が賃料を超える場合、住宅給付を受給することはできない（計算上、給付額が0以下になるため）。

g 給付実績等

2002年8月時点で、受給者総数は約380万人である。週当たりの受給額は平均55.70ポンドである。

●地方税給付（Council Tax Benefit）

a 制度の概要

低所得者に対して、支払うべき地方税（カウンシル税）に相当する額の給付を行う制度である。

b 根拠法令

社会保障に関する拠出及び給付法並びに社会保障管理法である。

c 管理運営主体

各地方自治体が管理運営する。

d 財源

国からの補助金で賄われている。

e 制度の対象者及び受給要件

対象者は、地方税を支払う義務のある低所得者である。

受給要件は、資産が1万6,000ポンド未満であることである。

f 給付内容

給付額は、住宅給付と同様に、適用額を基準に判断される。支払うべき地方税の全額に相当する額が最高額となり、収入が適用額を1ポンド上回るごとに、給付額は20ペンスずつ減額される。

g 給付実績等

2002年8月時点で、受給者総数は約459万人である。平均受給額は週10.80ポンドである。

●就労税額控除（Working Tax Credit）・児童税額控除（Child Tax Credit）

a 制度の概要

就労家族税額控除（Working Families' Tax Credit）、複数児童税額控除（Children's Tax Credit）

及び障害者税額控除 (Disabled Person's Tax Credit) に代えて2003年4月から導入された制度である (制度改正の内容については後述)。

b 根拠法令

2002年税額控除法 (Tax Credits Act2002) 及び社会保障管理法である。

c 管理運営主体

内国歳入庁 (Inland Revenue) が所管する。

d 財源

政府の一般財源である。

e 制度の対象者及び受給要件

就労税額控除の受給要件は、

?子供を養育している者については、16歳以上で週16時間以上就労していることである。

?それ以外の者については、

(i) 25歳以上で週30時間以上就労していること、

(ii) 16歳以上で週16時間以上就労しており、就職に当たって不利となる障害を有すること、又は

(iii) 申請者又はその配偶者が50歳以上で、不就労による給付 (求職者給付、所得補助等) の受給要件を満たしている状態から就労へ復帰して週16時間以上就労していること

である。

児童税額控除の受給要件は、子供を養育していることであり、就労していることは要しない。

f 給付内容

就労税額控除の給付額は、就労時間や収入 (配偶者がいる場合、申請者と配偶者の収入の合計で判断する) 等、受給者の状況によって異なる。主な例は表2-7のとおりである。また、受給者又はその配偶者が、?50歳以上であり、不就労による給付の受給要件を満たしている状態から就労へ復帰した場合、?就労しており、就職に当たって不利となる障害を有する場合、?重度の障害を有する場合には、より高い給付額が支給される。

表2-7 就労税額控除の額の例

表 2-7 就労税額控除の額の例

(ポンド)

年収	子供を養育している場合			
	週 16~30 時間就労		週 30 時間を超え就労	
	年額	週額	年額	週額
5,000	3,000	58.00	3,645	69.70
7,500	2,100	40.50	2,745	52.50
10,000	1,150	22.70	1,820	34.80
12,500	250	4.90	895	17.10
15,000	0	0	0	0
年収	子供を養育していない場合			
	25 歳以上の単身者で 週 30 時間を超え就労		25 歳以上のカップルで 週 30 時間を超え就労	
	年額	週額	年額	週額
5,000	2,145	41.00	3,645	69.70
7,500	1,245	23.80	2,745	52.50
10,000	320	6.10	1,820	34.80
12,500	0	0	895	17.10
15,000	0	0	0	0

資料出所 イギリス内国歳入庁資料

児童税額控除の給付額は、収入や子供の人数等によって異なる。また、就労税額控除を受給している者が併せて児童税額控除を受給することも可能である。給付額の例は表2-8のとおりである。

表2-8 児童税額控除の額の例

表 2-8 児童税額控除の額の例

(ポンド)

年収	子供が一人		子供が二人		子供が三人	
	年額	週額	年額	週額	年額	週額
5,000	1,990	38.00	3,435	65.70	4,880	93.30
10,000	1,990	38.00	3,435	65.70	4,880	93.30
15,000	1,335	25.50	2,780	53.20	4,225	80.80
20,000	545	10.40	930	17.80	2,375	45.40
25,000	545	10.40	545	10.40	545	10.40
30,000	545	10.40	545	10.40	545	10.40
40,000	545	10.40	545	10.40	545	10.40
50,000	545	10.40	545	10.40	545	10.40
60,000	0	0	0	0	0	0

資料出所 表 2-7 に同じ。

g 給付実績等

2003年4月から導入された制度であるため、実績は現時点では不明である。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第2章 イギリス

3 現行制度に至る改革

(1) 現行制度に至る改革前の問題点

●失業者数の増加

1980年代に、イギリスの経済的行き詰まりを打開するために、市場重視の改革がサッチャー首相（在任：1979－1990）によって進められることとなった。その中には、福祉の見直しの動きもあったが、炭坑の閉山、国有企業の民営化、労働市場の自由化の動きもあって、失業給付の受給者が増大した。サッチャー首相が政権に就いた1979年には失業給付の受給者数は約106万人であったが、1986年には約307万人と3倍近くに増加していた。

●給付費の増大

前述のような失業給付を中心とする給付受給者数の増加、新しい給付の導入等により、給付費用の増大という問題も発生した（拠出制給付、非拠出制給付及び所得関連給付の給付総額は1979年度には約570億ポンドであったが、1986年度には約822億ポンドとなった）。その後、失業者数の減少に合わせていったんは給付費が抑制されたものの、1990年以降再び失業者数が増加するとともに増加に向かい、1993年度には約1,034億ポンドと1,000億ポンドを超える額にまで増大した。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第2章 イギリス

3 現行制度に至る改革

(2) 失業保険、公的扶助制度等の改革

●背景

1970年代の終わり以降、福祉政策をめぐる保守党及び労働党の対立は非常に厳しくなった。しかし1990年代に入り、サッチャー氏から政権を引き継いだメージャー首相（在任：1990－1997）の時代には、1992年の総選挙での大敗後に労働党が大きく政策転換したこと等により、両党の対立はそれほど大きなものではなくなっていた。

こうした中、1997年に保守党から政権を奪還して首相となったブレア労働党党首（在任：1997－）は、1998年に発表したグリーン・ペーパー、「わが国の新しい野心：福祉のための新しい契約（New Ambitions for our Country：A New Contract for Welfare）」の中で、イギリスの社会保障制度の問題点として、

?社会保障支出が増大しているにもかかわらず、不平等と社会的排除（461頁の注5参照）が広がっている、

?人々が有償の仕事に就くことを阻害する要因が多く存在し、働くことと損をするために働かない人々もいる、

?不正受給による多額の損失があり、正当な受給者が損害を被っている

等の点を挙げた。その上で、就労年齢にある人々が働くことが可能である場合には働くための援助を行い、働くことを奨励する等制度改革の原則を挙げ、「福祉から就労へ（Welfare to Work）」を目標とする改革に取り組んでいる。

●改革の内容

a 求職者給付の導入

求職者給付は、メージャー政権の末期にあたる1996年10月に、従来の失業給付（Unemployment Benefit）に代えて導入されたものであり、翌1997年に成立したブレア政権も基本的な枠組を引き継いでいる。

求職者給付には、前述のとおり拋出制給付と所得調査制給付の2種類がある。前者は失業給付に代わるものであるが、後者は所得補助のうち失業者を対象とする部分に代わるものである。これによって、所得補助は就労能力のない者や就労する意思のない者にのみ支給されることとなった。

求職者給付の主な特徴としては、

?受給期間を1年から原則として26週間に短縮したこと、

？失業者はパーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に1度ジョブセンターに来所しなければ受給資格を失うものとしたこと

が挙げられる。

b ニューディール政策

ニューディール (NewDeal) 政策は、現労働党政権による「福祉から就労へ」施策の柱であり、職業訓練及び就職促進を目的とする一連の雇用対策である。一部の先行地域における導入期間を経て1998年4月より全国的に実施されている。若年失業者や長期失業者への対策を中心に開始され、その後、対象を障害者、一人親、高齢者及び失業者の無収入の配偶者へと順次拡大しながら、対象者の職業訓練と雇用可能性の向上を図っている。

本政策の核心は、政府と個人の間の契約であり、「権利と責任」という考え方に基づくものである。即ち政府は、就職及び雇用の維持のために必要な準備及び支援を受けるといった失業者の権利を擁護する一方で、個人は、自分自身及び家族の安心や幸福のために一生懸命に働き、自分自身の生活に責任を負うというものである。

ニューディール政策の概要

1 若年失業者対策 (New Deal for Young People ; NDYP)

(1) 対象者

18歳から24歳の失業者で、求職者給付を6ヵ月受給している者を対象とする。対象者は全て強制参加となり、参加を拒否した者は求職者給付の受給資格を失う。

(2) 施策内容

参加者には、プログラム全体を通して参加者をサポートする担当者 (パーソナル・アドバイザー) がつけられる。パーソナル・アドバイザーシステムの導入は、ニューディール政策の成功要因の一つと位置づけられている。

第一段階「ゲイトウェイ (Gateway)」：最長4ヵ月の期間において、参加者は集中的に求職のための助言及び支援を受ける。定期的にパーソナル・アドバイザーと面談し、就労の可能性や就職に当たり如何なる障害があるかなどを話し合う。参加者は、求職活動の手法、訓練コースへの参加、住宅や育児に関する支援等ニーズに応じた支援を受ける。また、「ゲイトウェイ・トゥ・ワーク (Gateway to Work)」と呼ばれる、就業時間を守るといった時間の管理、協調性、コミュニケーション能力等必要不可欠な基本的労働習慣を身につけるための集中コースなども用意されている。

第二段階「オプション (Option)」：上記ゲイトウェイ期間中に仕事を見つけられなかった者又は就職準備が整っていない者に対しては、以下の4つの選択肢が与えられる。

？協力企業での就労 (6ヵ月。週1日の訓練を含む。企業への賃金助成及び訓練費用助成あり) 又は開業のための支援を受ける

？フルタイム教育・訓練機会の提供 (最長12ヵ月)

？公的環境保全事業での就労と訓練 (6ヵ月。週1日の訓練。求職者給付と同等の手当支給)。

？地域の各種ボランティア活動での就労と訓練 (6ヵ月。週1日の訓練。求職者給付と同等の手当支給)。

第三段階「フォロー・スルー (Follow Through)」：上記オプション終了時においてもまだ就職することができない者は、更に4ヵ月間は助言及び求職活動に関する支援を受けることができる。

(3) 実績

2002年12月末時点で、プログラム参加者は1998年4月の開始以来約90万9,000人に上る。うち約82万5,000人がプログラムを修了し、そのうち約41万4,000人が就職をしている。

2 長期失業者対策 (New Deal for Adults over 25 years ; ND25+)

(1) 対象者

25歳以上の失業者で、求職者給付を18ヵ月以上受給している者を対象とする。強制参加である。

(2) 施策内容

第一段階「ゲイトウェイ」：最長4ヵ月のゲイトウェイ期間において、就職を目指した助言及び支援を受ける。

第二段階「インテンシヴ・アクティビティー（Intensive Activity Period；IAP）」：個々の参加者の需要に合わせ、13～26週間、多様なプログラムが実施される。例えば、読み書き等の基礎技能、就労体験、教育訓練、自営業開業の支援等である。2週間の技能訓練と3週間の就労体験というように複数のプログラムを組み合わせることもできる。なお、50歳以上の者は任意参加である。

第三段階「フォロー・スルー」：上記IAPにおいてもまだ就職することができない者は、最長6週間のフォロー・スルー段階へと移行し、更に助言及び求職活動に関する支援を受ける。

(3) 実績

2001年4月から2002年12月までの間のプログラム参加者は約20万8,000人に上る。うち約14万4,000人がプログラムを修了し、そのうち約5万9,000人が就職をしている。

(4) エンプロイメント・ゾーン（Employment Zones）

特に失業情勢が厳しく長期失業者の多い15の地域においては、2000年4月より、官民共同の就職斡旋事業であるエンプロイメント・ゾーンが実施されている。

3 一人親対策（New Deal for Lone Parents）

(1) 対象者

所得補助を受給する一人親であって、その最年少の子が3歳以上である者を対象とする。任意参加である。

(2) 施策内容

参加者は、パーソナル・アドバイザーによる就職や職業訓練に関する面接を受ける。その後、任意参加で各種就労支援プログラムを受けることができる。

(3) 実績

2002年12月末時点で、面接を受けた者は約50万9,000人に上る。うち約43万8,000人がプログラムに参加し、約35万8,000人がプログラムを修了している。そのうち約18万9,000人が就職をしている。

4 失業者等の配偶者対策（New Deal for Partners）

(1) 対象者

求職者給付、所得補助、就労不能給付（Incapacity Benefit）、重度障害手当（Severe Disablement Allowance；SDA）、病気介護手当（Invalid Care Allowance；ICA）を6ヵ月以上受給している者の配偶者等を対象とする。任意参加である。

(2) 施策内容

参加者は就労に向けた支援、プログラム参加者が受給しうる給付等に関する助言等を受ける。

5 高齢失業者対策（New Deal for 50 plus；ND50+）

(1) 対象者

50歳以上の高齢者で、就労不能給付等を6ヵ月以上申請している者を対象とする。任意参加である。

(2) 施策内容

参加者は、パーソナル・アドバイザーを通じて就労に向けた個別ニーズに応じた支援を受ける。

6 障害者対策 (New Deal for Disabled People ; NDDP)

(1) 対象者

就労不能給付、重度障害手当、障害者加算金付き所得補助を受給する者及びこれらの給付のいずれかの受給を申請する予定のある者を対象とする。任意参加である。なお、求職者手当を申請する障害者というだけでは対象外である（これらの人々は既に就労に向けて取り組んでいるため）。

(2) 施策内容

参加者は、まずパーソナル・アドバイザーの面接を受ける。ここでは、就労の可能性が比較的高い者については就労への支援、それ以外の者についてはジョブ・ブローカー (Job Brokers : 民間の障害者向け就職斡旋組織) への紹介が行われる。ジョブ・ブローカーに紹介された者は任意で就労に関する支援を受けることができる。ジョブ・ブローカーは、障害者等の支援を行う民間等の組織で、入札により参加を決定している。他のプログラムにおけるパーソナル・アドバイザーの (継続的支援の) 役割を果たしている。なお、利用は無料である。

c 税額控除 (tax credit) 制度の導入及び改正

1999年10月より、政府は、家族クレジット (Family Credit) に代えて就労家族税額控除を、障害者就労手当 (Disability Working Allowance) に代えて障害者税額控除を導入した (注6)。就労家族税額控除は、(世帯員のうち誰かが) 週16時間以上就労する有子世帯に対する所得調査を伴う給付である。収入が適用額未満であれば給付額の全額が支給され、収入が適用額を1ポンド上回るごとに給付額が55ペンスずつ減額される。家族クレジットとの主な相違点は、適用額が80.65ポンドから90ポンドへ引き上げられた点及び適用額を超えた場合の減額が1ポンドにつき70ペンスから55ペンスへ引き下げられた点である。障害者税額控除の基本的な内容は、週16時間以上就労する障害者に対する所得調査を伴う給付である。就労家族税額控除と同様、収入が適用額未満であれば給付額の全額が支給され、収入が適用額を1ポンド上回るごとに給付額が55ペンスずつ減額される。障害者就労手当との主な相違点は、受給期間が56日から182日に延長された点、適用額が70ポンドから90ポンドへと引き上げられた点及び適用額を超えた場合の減額が1ポンド当たり70ペンスから55ペンスへと引き下げられた点である。いずれの制度も、所得の増加による給付額の減少を抑えたこと、また給付と併せて支給を行うとしたこと等の点で、就労インセンティブの向上を図るものであった。しかし一方では、これらの制度は仕組みが複雑で分かりにくい、給付と併せて支給することにより使用者の事務負担が増す等の批判もあった。

2000年4月に、ブラウン財務大臣は、2003年よりこれらの税額控除制度をさらに拡充した新制度に置き換えるとの発表をしていた。その発表どおり、2003年4月より就労税額控除及び児童税額控除が導入されている。この改正の特徴としては、

?給付の対象者が、子供を養育していない低所得の就労者や、8,000ポンド以上の資産を有するために所得補助等の給付の対象外となっていた者等にも拡大されたこと、

?給付額の水準が引き上げられたこと

等が挙げられる。しかし新制度も旧制度と同様、その複雑さは解消されていないという批判を受けている。

●改革の成果と問題点

a 成果

ブレア首相の就任以降、失業者数・失業率は順調に低下し、現在は1970年代半ば以来の低水準を維持している。1996年にILO定義の失業者数が約233万9,000人、失業率が8.3%であったが、2002年には失業者数約152万4,000人、失業率5.2%となっている。求職者給付の受給者数も1996年の約208万8,000人から2002年の約94万6,000人へと減少している。また、就業者数は1996年の約2,589万9,000人から2002年の約2,765万9,000人へと増加し、記録的な高水準となっている。

b 問題点

一方、失業の改善は好調な経済状況に支えられたものであるとして、ニューディール政策自体の効果を疑問視する向きもある。2002年2月28日に会計検査院が公表した若年者向けニューディール政策（NDYP）に関する報告書によれば、2000年3月までの最初の2年間で、NDYPが直接寄与して減少した若年失業者数は2万5,000～4万5,000人であり、増加した就業者数は8,000～2万5,000人でしかないとしている。さらに、2001年10月までに約34万人のプログラム参加者が就職したことを認めつつ、そのうち約3万3,000人が6ヵ月以上の長期失業者としてプログラムに戻っているとしている。

また、経済社会研究所（National Institute of Economic and Social Research；NIESR）の研究によると、専門家の間では、これまでのところニューディール政策は、いずれは就職できる可能性が高い失業者に重点を置きすぎており、より就職が困難な失業者層に対しては、それに見合った十分な支援ができていない、との見方が優勢である。

政府としても、現在の良好な雇用情勢の要因として、

?良好なマクロ経済の状況、

?ニューディール政策、

?雇用法制の柔軟性（整理解雇の容易性、労働時間規制等の規制が弱いこと等）、

?職業安定機関の優秀性

を挙げており、このうち最も重要なのは?の経済状況であるとして、ニューディール政策についての過大な評価を避ける傾向があると言われている。

他の問題点として、就労不能給付（特定の疾患や身体の障害により就労することができない者に対して支給される給付（拋出制のものと非拋出制のものがある））受給者の増加がある。2002年11月時点で、就労不能給付の受給者は約238万人に上っているが、この中には、適正な援助さえ受けられれば再び就労することが可能であり、また就労する意思も持っている者が少なからず存在していると考えられている。政府は、就労不能給付の受給者が再び就労へ復帰することを支援する施策を実施することを発表している。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第2章 イギリス

4 今後のあり方

公的扶助制度については、現政権は税額控除制度をいわば政策の目玉と位置づけている。しかし、他の制度についても言えることであるが、制度の複雑さ、分かりにくさについて批判を受け続けており、今後どのように改善していくかという点に注目を要する。

ニューディール政策については確かに疑問を投げかける声も存在するが、一定の費用対効果を上げているという評価もされており、引き続き「福祉から就労へ」政策の中心として、基本的な枠組を維持していくものと考えられる。その上で、政府は、エンプロイメント・ゾーンの対象を一人親及び再度ニューディールに参加する者に拡大する等、プログラムの更なる改善を図っていく方針を示している。

年々低下を続けてきた失業率は、2001年以降5%前後で推移しており、下げ止まっている。今後は、イギリス経済の好調さに陰りが見え始めている中で、現在の対策の枠組で十分な対応がなされていない層（特に、上述の就労不能給付受給者等、経済的理由以外の要因で労働市場に参入できない人々）に対してどのように支援を広げていくかが重要な課題となるものと考えられる。
